

第十二条第一項

第五条第一項の規定による決定を受け

対象子会社等

て協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同

項の規定による決定を受けて協定銀行

が協定の定めにより株式の引受けを

行つた銀行持株会社等の対象子会社

当該株式等の引受け等を行つた金融機  
関等又は銀行持株会社等

当該経営強化計画に係る第五条第一項  
の規定による決定を受けて協定の定め  
により株式等の引受け等を行つた金融

機関等又は銀行持株会社等

第十二条第三項

金融機関等又は対象子会社（当該経営  
強化計画を当該対象子会社と

対象子会社等（当該経営強化計画を

前条第二項

第五条第一項の規定による決定を受け

対象子会社等

<p>（次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けた承継子会社をいう。）を含む。）</p>	<p>て協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社（次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けた承継子会社（同条第七項に規定する承継子会社をいう。）を含む。）</p>
<p>第四条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの、第九条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項若しくは同条第十二項（同項において準用する第十三条第四</p>	<p>第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項若しくは同条第十二項（同項において準用する第十三条第四</p>

けた変更後のもの又は前条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定若しくは次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたもの

項を含む。）において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたもの、第十四条第十項の規定若しくは同条第十二項において準用する第十三条第三項の規定により提出されたもの又は第十四条第十一項若しくは同条第十二項（同項において準用する第十三条第四項を含む。）において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの

前条第四項

経営強化計画を提出した金融機関等は

経営強化計画を提出した対象子会社等は

### 第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

#### (金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び第一百一条第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成（金融組織再編成のうち合併、営業の全部を承継させる会社の分割、会社の分割による営業の全部の承継又は営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。）である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者が連名でするものに限る。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から平成二十年三月三十一

口までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び第一百一条第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

3 前二項に規定する「組織再編成金融機関等」とは、金融組織再編成に係る金融機関等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一 金融機関等が金融組織再編成（特定組織再編成、株式移転及び営業の一部を承継させる新設分割を除く。）を行う場合 当該金融機関等

二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金融機関等

イ 金融機関等が合併を行う場合 当該合併の後において存続する金融機関等又は当該合併により新たに設立される金融機関等

ロ 金融機関等が営業の全部を承継させる会社の分割又は会社の分割による営業の全部の承継を行う場

合 当該分割により営業の全部を承継する金融機関等

ハ 金融機関等が営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合 営業又は事業の全部を譲り受ける金融機関等

三 金融機関等が株式移転を行う場合 当該金融機関等又は当該株式移転により完全親会社となる銀行持株会社等

四 金融機関等が営業の一部を承継させる新設分割を行う場合 当該金融機関等又は当該新設分割により新たに設立される金融機関等

4 第二項に規定する「組織再編成銀行持株会社等」とは、金融組織再編成を行う金融機関等に係る銀行持株会社等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一 金融機関等が金融組織再編成（特定組織再編成及び株式交換を除き、当該金融機関等が組織再編成金融機関等（前項に規定する組織再編成金融機関等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）を行ふ場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 前項第一号イからハまでに定める金融機関等（当該特定組

織再編成により新たに設立されるものを除く。) を子会社とする銀行持株会社等

### 三 金融機関等が株式交換を行う場合 当該株式交換により当該金融機関等の完全親会社となる銀行持株会社等

(金融組織再編成に係る経営強化計画)

第十六条 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等（前条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この章及び第五章において同じ。）が同条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等（当該金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあっては銀行持株会社等を除き、当該金融組織再編成が株式移転である場合にあっては当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために同条第一項の申込みをする金融機関等を除く。以下この項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

- 一 経営強化計画の実施期間（三年を超えないものであつて、営業年度又は事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
  - 二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標
  - 三 金融組織再編成の内容及び実施時期
  - 四 第二号に掲げる目標を達成するための方策
- 五 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項
  - イ 責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
- ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成（主務省令で定めるものに限る。）でないときは、当該経営強化計画の終期において第二号に掲げる目標が達成されない場合における経営責任（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営管理責任を含む。）の明確化に関する事

項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

ハ 当該金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、次条第一項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

二 信用供与の円滑化その他の当該金融機関等（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために前条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等）及びその子会社等が主として業務を行つている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ホ 当該金融機関等が前条第一項の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容ヘ 組織再編成銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社（当該組織再編成銀行持株会社等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合における当該組織再編成金融機関等をいう。以下この章にお

いて同じ。）に對して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

## 六 その他政令で定める事項

2 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、次に掲げる金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、前項第一号から第四号まで及び第五号（口から二までを除く。）に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

- 一 金融組織再編成（特定組織再編成を除く。）の当事者である銀行持株会社等
- 二 金融組織再編成（株式移転に限る。）の当事者である金融機関等であつて、当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの
- 3 金融組織再編成（特定組織再編成を除く。）を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合において、当該金融機関等は、当該金融組織再

編成の他の当事者が第一項の規定により経営強化計画を提出しているときは、同項に規定する経営強化計画に代えて、前項に規定する経営強化計画を提出することができる。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

4 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、金融機関等が第一項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行わなければならぬ。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等)

第十七条 主務大臣は、前条第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第十五条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行なべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）が基本計画提出金融機関等（前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。）であつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された前条第一項第五号ニに掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社

等を含む。）が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

八 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が基準適合金融機関等を他の当事者とするものであること。

一 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき（当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合に限る。）又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続又は金融組織再編成が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

六 経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成（主務省令で定めるものに限る。）でないときは、当該経営強化計画を提出した金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるものが講じられていること。

ヘ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株

式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ト 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

五 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等であつて、当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかつたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行つてゐる地域における金融の円滑が阻害されないこと。

口 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等である」と。

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行つてゐる地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

二 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等で

ないこと。

(2) 当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。第十九条第三項において同じ。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

- 2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる商法第二百一十二条第四項に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。）であつて、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等若しくはその対象組織再編成子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。
- 3 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより当該組織再編成銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行つたときは、当該組織再編成銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象組織再編成子会社に対して株式等の引受け等を行わなければならない。
- 4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定

に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。）に係る組織再編成促進特別措置法第三条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第四十二条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

第十条第一項	金融機関等（以下この項
認定経営基盤強化計画	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第 号。以下「金融機能強化法」という。）第二条第一項に規定する金融機関等（以下この項
金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画	

				第十二条第一項
第十三条第六項	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に 係る経営強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に 係る経営強化計画
第十三条第四項	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金 融機能強化法第六条	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金 融機能強化法第六条
第十三条第六項	認定経営基盤強化計画	第七条	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に 係る経営強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に 係る経営強化計画
	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に 係る経営強化計画	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金 融機能強化法第六条	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金 融機能強化法第六条	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金 融機能強化法第六条

## 係る経営強化計画

第七条	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条
第四十二条第一項及び第五項	認定経営基盤強化計画 金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画

- 5 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が新たに金融機関等を設立する特定組織再編成であるときは、当該経営強化計画は、当該金融組織再編成の後においては、当該新たに設立された金融機関等が提出したものとみなして、この法律を適用する。

- 6 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が株式移転であるときは、当該金融組織再編成により完全親会社となつた銀行持株会社等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項